消費生活相談月報

川崎市消費者行政センター

第286号 (1月分)

令和2年5月19日 Tel 044-200-2263

1 令和2年1月分消費生活相談件数 720件 (前月より37件減)

(件)

苦情	問合せ	要 望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	今年度累計
671	49	0	720 (6.2%増)	678	8, 481

2 商品・役務 (サービス) の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事 例	
1	デジタルコンテンツ	60	絶対稼げるという広告を見て、競馬情報のアプリを契約して11万円をクレジット カード決済したが、アプリが作動せず情報が得られない。解約して返金希望。	
2	 商品─般 	51	私は生活保護受給者のためクレジットカードを作ることができない。キャッシュレスポイント還元事業の恩恵は受けられないのだろうか。	
3	他の健康食品	32	動画サイトで初回10円という広告を見て、ダイエットサプリメントを注文したら、6日後に20袋の商品と約4万円の請求書が届き定期購入だった。解約したい。	
4	不動産貸借	24	8年間住んでいた賃貸アパートを退去する。敷金が全額返金されると思っていたら、クリーニング代金として3万円減額された。納得がいかない。	
5	工事・建築	21	高齢の両親が、高額なリフォーム工事を次々に契約していたことが分かった。不審なので解約させたい。	
5	インターネット接続回線	21	光回線事業者の代理店から電話で光回線を勧誘され契約した。解約を申し出たが、 高額な解約料が発生するとのことだ。負担無しで解約したい。	
7	役務その他サービス	18	見知らぬ事業者が来訪し、壊れた雨樋を保険を使って工事できると言われ依頼した。その後、保険事業者から不審だと連絡が入ったが、どうすればよいか。	
8	基礎化粧品	17	美容液を回数に縛りの無い定期購入で申し込んだ。解約しようと思ったが、何度電話をしても繋がらない。解約できないまま2回目が届いたので返品したい。	
9	電気	16	昨日、訪問してきた事業者の勧誘で電気の契約をしたが、クーリング・オフをしたい。 通知の書き方を教えてほしい。	
10	携帯電話サービス	14	簡単スマホを使用している高齢の父親が電池交換をしに携帯ショップに行ったの に、不必要な機種変更とインターネット回線の契約をさせられた。解約したい。	

3 販売購入形態

1月は、店舗外購入(特殊販売)351件、店舗購入153件、不明等216件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務(サービス)	
訪問販売	56	電気8件、工事・建築7件、新聞4件、修理サービス4件他	
通信販売	246	デジタルコンテンツ 50 件、他の健康食品 28 件、基礎化粧品 17 件他	
マルチ・マルチまがい	7	教養娯楽教材 3 件、他の健康食品 1 件他	
電話勧誘販売	31	インターネット接続回線9件、デジタルコンテンツ7件他	
ネガティブ・オプション	0		
訪問購入	2	酒類1件、自動二輪車1件	
その他無店舗	9	他の台所用品1件、中古分譲マンション1件、パーキング1件他	
合 計	351		

訪問販売=家庭・職場訪販、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等通信販売=郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの

マルチ・マルチまがい=販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法

ネガティブ・オプション=勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法

訪問購入=消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」